

令和2年8月28日  
会 計 課 長

## 国の契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、国の契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 押印を省略できる書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 請求書
- (4) 納品書
- (5) 役務の完了を確認する書面

#### 2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のため、必要に応じてこちらから記載連絡先にご連絡させていただく場合がございます。

#### 3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和2年9月1日以降の調達案件について運用開始とします。  
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先  
福島県警察本部会計課契約係  
電話：024-522-2151  
内線：2262～2264